

31 千政企第 181 号
令和元年 9 月 26 日

千葉市新基本計画審議会
会長 轟 朝幸 様

千葉市長 熊 谷 俊 人



千葉市新基本計画に関する政策評価（中間評価）原案について（諮問）

このことについて、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成
22年千葉市条例第28号）第2条の規定に基づき、貴会に諮
問します。

諮問理由

本市では、市政運営の中長期的な指針となる「千葉市新基本計画」（計画期間：平成24年度～33年度）において、効果的で計画的な行財政運営を実現するべく、政策評価を実施することとしております。

「第1次実施計画」（平成24年度～26年度）の完了に伴う政策評価（中間評価）は、本審議会において、市の取組み状況や方向性について一定の評価をいただいた一方、評価制度については評価プロセスや指標の妥当性など多くの課題があり、見直しを行うべきとの答申をいただきました。

これを受け、本市では、行政活動の改善を図るため、計画事業、客観指標及び実感・行動指標との関連性を高め、分析・考察を強化することを主眼とした制度の再構築を行い、本審議会に諮問いたしました。ご審議の結果、見直しの方向性や制度の骨格について妥当性を認めるとの答申をいただき、これを踏まえ、新たな政策評価制度を構築しました。

そしてこのたび、「第2次実施計画」（計画期間：平成27年度～29年度）の完了に伴い、新制度として初めてとなる政策評価（中間評価）原案を決定いたしました。

今後、人口減少や少子高齢化の更なる進展等が見込まれる中、限られた財源のもとで本市の目指すまちづくりを実現するためには、政策評価の妥当性・実効性を高め、行政活動の改善に的確につなげるとともに、次期基本計画や実施計画の策定に活用するほか、市民をはじめとした多様な主体と評価結果を共有していくことが重要です。

以上のことから、政策評価（中間評価）原案についてご審議をいただきたく、諮問します。